

尼崎市長あて

尼崎市市民提案制度 実施結果報告書

尼崎市市民提案制度実施要綱に基づき、次のとおり報告します。

1 提案概要

団体名及び 代表者氏名	特定非営利活動法人 空き家相談センター 理事長 橋詰 慎
事業名	住まいと空き家の相談窓口業務
事業所管課	都市整備局 住宅部 空家対策担当
事業内容	老朽危険空家等の除却、空家の適正管理や利活用を促進するため、空家等の所有者 や地域住民が利用できる住まいと空き家に関する総合相談窓口を開設・運営する。 【令和6年度における実施期間及び場所】 期間 令和6年9月1日～令和7年3月31日 場所 尼崎市役所（本庁北館5階）

2 事業評価

(1) 協働側面の評価

実施手順

- ・下表について、相互に自己採点する。評価基準は次のとおりとする
A（よくできた）、B（まあまあできた）、C（あまりできなかった）、D（まったくできなかった）
- ・結果を共有し、差異がみられる項目を中心に、原因や改善策等について意見交換を行う
- ・協議内容は「3総合評価」に記載する
- ・結果を共有する際は、衝突を恐れず、互いを尊重しながら、率直な意見交換を行うこと。

項目	団体等	所管課
1 事業計画（準備）段階		
(1) 課題や目標について共有し、理解し合うことができたか	A	A
(2) 相手の立場や組織、ルール等を共有し、理解し合うことができたか	A	A
(3) それぞれの強み弱みを理解し、補い合いながら計画を立てられたか	A	A
2 事業実施段階		
(1) 率直な意見交換を行い、理解し合いながら、対等な立場で実施できたか	A	A
(2) 予定外のことにについて、協力して対応することができたか	B	B
(3) 役割分担にとらわれて任せっきりにすることなく、主体的に関われたか	A	A
(4) 実施中に目標や進捗を共有し、改善しながら進めることができたか	B	B
その他（契約締結後にあらかじめ任意で設定する項目、項目数は不問）		
(1)		
(2)		

(2) 事業効果の評価

実施手順

- ・事業実施前を目途に、協議・合意の上、一つ以上設定する
- ・事業の効果が客観的に測れるよう、受益者の評価など、アウトカム指標を原則とする

	項目	内容
1	評価指標	相談窓口の利用件数
	測定方法	相談窓口利用件数の集計
	結果	149件（令和6年9月2日～令和7年3月31日の累計）
2	評価指標	空き家に関する問題意識等を持つ市民等の数
	測定方法	尼崎市内で行われる事業者主催のセミナーの参加者数
	結果	72人

3 総合評価

協働側面の評価

- ・本庁舎内に窓口を開設することに伴う庁舎使用に関するルールの共有を図るとともに、窓口で担う業務等を協議のうえ決定したことで、窓口を円滑に開設することができた。
- ・イレギュラーな事案等が生じた際の相談窓口から市への引継ぎに関するルールなど、明確化できていない事項もあることから、今後も提案者と市の両方で互いの立場を意識しながら課題や目標等の共有化を図り、より良い窓口運営のための協議検討を行っていく必要がある。

事業効果の評価

相談窓口を開設したことで市（空家対策担当）への直接的な相談等の件数は減少し、現地調査や所有者等への指導など、主たる空家対策業務に注力するための時間確保につながっている。また、様々な専門家が在籍・対応に当たる相談窓口を利用することで、空家問題に悩む市民等がワンストップで問題解決につなげることができている。

総評

尼崎市公式HPやチラシ・リーフレット等による広報により、相談窓口の存在の認知度は高まり、空家に悩む市民等の身近な窓口としての効果を発揮できている。一方、今後もより多くの方に利用いただけるよう、広報などによる周知を引き続き図る必要があるとともに、土日祝日での受付、オンラインによる相談受付など、より利用しやすい窓口を目指した取組の可否等を、市と提案者で協議し、窓口運営の改善に努めていく必要がある。